



愛媛県報

発行 愛媛県

平成19年3月9日金曜日 第1842号

◇ 目 次 ◇ 告 示

一部事務組合の規約の変更許可.....	241
救急病院の協力申出.....	241
大規模小売店舗の変更の届出の概要等.....	241
地籍調査の成果の認証.....	242
新たな土地改良事業の施行の認可.....	242
新たな土地改良事業の施行の関係書類の縦覧(3件).....	242
県営土地改良業計画書の縦覧.....	242
市営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧(6件).....	242
町営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧.....	243
保安林予定森林.....	244
愛媛県漁業近代化資金利子補給規程の一部改正.....	244
同意の成立.....	246

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告..... 246

公安委員会規則

愛媛県警察組織規則の一部を改正する規則..... 247

選挙管理委員会告示

不在者投票のできる施設の指定の取消し..... 247

不在者投票のできる施設の指定..... 247

告 示

○愛媛県告示第376号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項本文の規定に

○愛媛県告示第378号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び今治地方局産業経済部商工労政課並びに今治市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成19年3月9日

愛媛県知事 加戸守行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変更前	変更後	変更の年月日	届出の年月日
今治サティ	今治市馬越町四丁目8番1号	大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	株式会社マイカル 管財人 岡田 元也	株式会社マイカル 代表取締役 川本 敏雄	平成18年5月25日	平成19年2月22日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び今治地方局産業経済部商工労政課並びに今治市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

より、次のとおり高知県宿毛市愛媛県南宇和郡愛南町篠山小中学校組合の規約の変更を許可した。

平成19年3月9日

愛媛県知事 加戸守行

1 変更事項

地方自治法の一部を改正する法律(平成18年法律第53号)が平成18年6月7日に公布され、一部の規定を除き平成19年4月1日から施行されることに伴い、所要の変更を行う。

2 規約変更年月日

平成19年4月1日

3 規約変更許可年月日

平成19年3月1日

○愛媛県告示第377号

次の病院は、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定による救急病院である。

平成19年3月9日

愛媛県知事 加戸守行

名称	所在地	開設者名	認定の有効期限
宇和島社会保険病院	宇和島市賀古町二丁目1番37号	社団法人全国社会保険協会連合会	平成22年2月28日まで

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第379号

次の地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したから、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成19年3月9日

愛媛県知事 加戸守行

1 地籍調査の実施者、地域、調査期間及び成果の名称

実施者	地域	調査期間	成果の名称
新居浜市	竹ヶ市の一部、 大本	平成16年度から 平成17年度まで	新居浜市の 地籍図及び地籍簿
四国中央市	川之江町の一部 新瀬川の一部	平成17年度から 平成18年度まで	四国中央市の 地籍図及び地籍簿

2 認証年月日

平成19年3月9日

○愛媛県告示第380号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、四国中央市妻鳥地区土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・地藏堂川地区）の施行を平成19年2月27日認可した。

平成19年3月9日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第381号

丹原町土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（農業用排水施設整備事業・川根・徳能地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成19年3月9日

愛媛県知事 加戸守行

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 新規土地改良事業（農業用排水施設整備事業・川根・徳能地区）計画書の写し
- (2) 丹原町土地改良区定款の写し

2 縦覧期間

平成19年3月12日から4月9日まで

3 縦覧場所

西条市役所丹原総合支所

○愛媛県告示第382号

丹原町土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（農業用排水施設整備事業・石経地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦

覧に供する。

平成19年3月9日

愛媛県知事 加戸守行

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 新規土地改良事業（農業用排水施設整備事業・石経地区）計画書の写し
- (2) 丹原町土地改良区定款の写し

2 縦覧期間

平成19年3月12日から4月9日まで

3 縦覧場所

西条市役所丹原総合支所

○愛媛県告示第383号

丹原町土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（暗渠排水事業・石経地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成19年3月9日

愛媛県知事 加戸守行

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 新規土地改良事業（暗渠排水事業・石経地区）計画書の写し
- (2) 丹原町土地改良区定款の写し

2 縦覧期間

平成19年3月12日から4月9日まで

3 縦覧場所

西条市役所丹原総合支所

○愛媛県告示第384号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、新居浜市萩生地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成19年3月9日

愛媛県知事 加戸守行

1 縦覧に供すべき書類の名称

- 県営土地改良事業（ため池等整備事業・中谷地区）計画書の写し

2 縦覧期間

平成19年3月12日から4月9日まで

3 縦覧場所

新居浜市役所

○愛媛県告示第385号

松山市から協議のあった市営土地改良事業（ため池等整備事業・円福寺地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成19年3月9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 縦覧に供すべき書類の名称

(1) 市営土地改良事業（ため池等整備事業・円福寺地区）計画書の写し

(2) 松山市営土地改良事業等の経費の分担金等徴収に関する条例の写し

2 縦覧期間

平成19年3月12日から4月9日まで

3 縦覧場所

松山市役所

○愛媛県告示第386号

松山市から協議のあった市営土地改良事業（ため池等整備事業・河原地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成19年3月9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 縦覧に供すべき書類の名称

(1) 市営土地改良事業（ため池等整備事業・河原地区）計画書の写し

(2) 松山市営土地改良事業等の経費の分担金等徴収に関する条例の写し

2 縦覧期間

平成19年3月12日から4月9日まで

3 縦覧場所

松山市役所北条支所

○愛媛県告示第387号

松山市から協議のあった市営土地改良事業（農業用道路整備事業・林ノ山地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成19年3月9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 縦覧に供すべき書類の名称

市営土地改良事業（農業用道路整備事業・林ノ山地区）計画書の写し

2 縦覧期間

平成19年3月12日から4月9日まで

3 縦覧場所

松山市役所

○愛媛県告示第388号

伊予市から協議のあった市営土地改良事業（ため池等整備事業・米湊大池地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成19年3月9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 縦覧に供すべき書類の名称

(1) 市営土地改良事業（ため池等整備事業・米湊大池地区）計画書の写し

(2) 伊予市営土地改良事業等の分担金の賦課徴収に関する条例の写し

2 縦覧期間

平成19年3月12日から4月9日まで

3 縦覧場所

伊予市役所

○愛媛県告示第389号

宇和島市から協議のあった市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・遠近地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成19年3月9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 縦覧に供すべき書類の名称

(1) 市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・遠近地区）計画書の写し

(2) 宇和島市営土地改良事業の経費の賦課徴収条例の写し

2 縦覧期間

平成19年3月12日から4月9日まで

3 縦覧場所

宇和島市役所津島支所

○愛媛県告示第390号

宇和島市から協議のあった市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・中山池地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成19年3月9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 縦覧に供すべき書類の名称

(1) 市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・中山池地区）計画書の写し

(2) 宇和島市営土地改良事業の経費の賦課徴収条例の写し

2 縦覧期間

平成19年3月12日から4月9日まで

3 縦覧場所

宇和島市役所三間支所

○愛媛県告示第391号

上島町から協議のあった町営土地改良事業（ため池等整備事業・岩城池の谷地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成19年3月9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 縦覧に供すべき書類の名称

町営土地改良事業（ため池等整備事業・岩城池の谷地区）計画

書の写し

2 縦覧期間

平成19年3月12日から4月9日まで

3 縦覧場所

上島町役場岩城総合支所

○愛媛県告示第392号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成19年3月9日

愛媛県知事 加戸守行

1(1) 保安林予定森林の所在場所

南宇和郡愛南町緑丙444の1、丙444の2

(2) 指定の目的

水源のかん養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

緑丙444の1・丙444の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所

今治市玉川町鈍川字山本庚8の1、庚11の2

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字山本庚8の1・庚11の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

3(1) 保安林予定森林の所在場所

今治市馬島字馬島乙686の1

(2) 指定の目的

土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

4(1) 保安林予定森林の所在場所

西宇和郡伊方町塩成字姥水乙701の1

(2) 指定の目的

土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

5(1) 保安林予定森林の所在場所

八幡浜市保内町宮内7番耕地99、8番耕地215の1、8番耕地216

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

保内町宮内8番耕地215の1（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第393号

愛媛県漁業近代化資金利子補給規程（昭和44年10月愛媛県告示第881号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

改正後の愛媛県漁業近代化資金利子補給規程の規定は、平成19年2月20日以降に利子補給承認される漁業近代化資金について適用し、同日前に利子補給承認された漁業近代化資金については、なお従前の例による。

平成19年3月9日

愛媛県知事 加戸守行

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後

改 正 前

(利子補給の対象となる漁業近代化資金の種類及び補給率)

(利子補給の対象となる漁業近代化資金の種類及び補給率)

第2条 利子補給の対象となる漁業近代化資金の種類及び利子補給率は、次のとおりとする。

第2条 利子補給の対象となる漁業近代化資金の種類及び利子補給率は、次のとおりとする。

漁業近代化資金の種類	利子補給率				
	法第2条第2項第1号から第4号までに掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第5号まで及び第10号に掲げる者(漁業近代化資金融通法施行令(昭和44年政令第209号。以下「令」という。)第5条に規定する団体に限る。)に貸し付ける場合	法第2条第2項第5号に掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第5号まで及び第10号に掲げる者(令第5条に規定する団体に限る。)に貸し付ける場合	法第2条第2項第1号に掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第2号に掲げる者(同令第5条に規定する団体を除く。)に貸し付ける場合	法第2条第2項第5号に掲げる者(同令第5条に規定する団体を除く。)に貸し付ける場合
1・2 省略					
3 漁船漁具保管修理施設、漁業用資材保管施設、漁船用油水供給施設、養殖池、蓄養池、水産種苗生	年1分2厘5毛	年1分5厘5毛	年1分2厘5毛	年4厘	年4厘

漁業近代化資金の種類	利子補給率				
	法第2条第2項第1号から第4号までに掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第5号まで及び第10号に掲げる者(漁業近代化資金融通法施行令(昭和44年政令第209号。以下「令」という。)第5条に規定する団体に限る。)に貸し付ける場合	法第2条第2項第5号に掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第5号まで及び第10号に掲げる者(令第5条に規定する団体に限る。)に貸し付ける場合	法第2条第2項第1号に掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第2号に掲げる者(同令第5条に規定する団体を除く。)に貸し付ける場合	法第2条第2項第5号に掲げる者(同令第5条に規定する団体を除く。)に貸し付ける場合
1・2 省略					
3 漁船漁具保管修理施設、漁業用資材保管施設、漁船用油水供給施設、養殖池、蓄養池、水産種苗生	年1分2厘5毛	年1分5厘5毛	年1分2厘5毛	年5厘	年5厘

産施設、養殖用作業舎、水産物処理施設、水産物保蔵施設、水産物加工施設、製氷冷凍施設、水産物等運搬施設、水産物販売施設又は漁業用通信施設の改良、造成又は取得に必要な資金（漁船の改造、建造若しくは取得に必要なもの又は次号若しくは第5号に掲げるものを除く。）						産施設、養殖用作業舎、水産物処理施設、水産物保蔵施設、水産物加工施設、製氷冷凍施設、水産物等運搬施設、水産物販売施設又は漁業用通信施設の改良、造成又は取得に必要な資金（漁船の改造、建造若しくは取得に必要なもの又は次号若しくは第5号に掲げるものを除く。）					
4～6 省略						4～6 省略					
7 漁村情報処理・通信施設（有線放送施設及び有線放送電話施設を含む。）、漁船船員臨時宿泊施設、漁業者研修施設、集会施設、託児施設、診療施設、水道施設、ガス供給施設、下水道施設、地域休養施設、漁村広場施設、漁村センター、生活安全保護施設、連絡道又は廃棄物処理施設の改良、造成又は取得に必要な資金			同上	年4 厘	年4 厘	7 漁村情報処理・通信施設（有線放送施設及び有線放送電話施設を含む。）、漁船船員臨時宿泊施設、漁業者研修施設、集会施設、託児施設、診療施設、水道施設、ガス供給施設、下水道施設、地域休養施設、漁村広場施設、漁村センター、生活安全保護施設、連絡道又は廃棄物処理施設の改良、造成又は取得に必要な資金			同上	年5 厘	年5 厘
8 省略						8 省略					

○愛媛県告示第394号

次の区域及び区分の特定第2号漁業者の同意は漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第2項に規定する要件に適合すると認めるので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成19年3月9日

愛媛県知事 加戸守行

区 域	区 分
二神区域（中島三和漁業協同組合の地区のうち、旧二神漁業協同組合の地区）	法第104条第2号に掲げる漁業

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成19年3月9日

愛媛県知事 加戸守行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成19年2月27日	NPO法人 リバティ-松山	村上 光夫	松山市北条辻573番地1	この法人は、地域社会に残るすべての差別の撤廃という理想を掲げ、人権尊重の理念を広く一般社会に普及させるため、人権教育・啓発事業並びに福祉事業を行うとともに、幅広い交流活動事業を行い、もって、よりよい市民社会の創造に寄与することを目的とする。

公安委員会規則

○愛媛県公安委員会規則第3号

愛媛県警察組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年3月9日

愛媛県公安委員会委員長 吉村 典子

愛媛県警察組織規則の一部を改正する規則

愛媛県警察組織規則（平成17年愛媛県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第79条関係）		別表（第79条関係）	
警察署名	課名	警察署名	課名
愛媛県松山東警察署	警務課 会計課 留置管理課 生活安全課 地域指導課 地域第一課 地域第二課 地域第三課 刑事第一課 刑事第二課 刑事第三課 交通第一課 交通第二課 警備課	愛媛県松山東警察署	警務課 会計課 留置管理課 生活安全課 地域指導課 地域第一課 地域第二課 地域第三課 少年課 刑事第一課 刑事第二課 刑事第三課 交通第一課 交通第二課 警備課
省略		省略	

附 則

この規則は、平成19年3月12日から施行する。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第28号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号（他の法令において準用され、又は例によることとされている場合を含む。）の規定により不在者投票のできる施設として指定したもののうち、次の施設についてその指定を取り消した。

平成19年3月9日

愛媛県選挙管理委員会
委員長 藤山 薫

施設の種類	施設の名称	所在地
病院	医療法人 誓生会 山内病院	四国中央市土居町入野981番地

○愛媛県選挙管理委員会告示第29号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号（他の法令において準用され、又は例によることとされている場合を含む。）の規定により、次の施設を不在者投票のできる施設として指定した。

平成19年3月9日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 藤 山 薫

施設の種類	施設の名称	所在地
病院	医療法人誓生会 松風病院	四国中央市土居町入野970番